



平成 17 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社サンヨーハウジング名古屋
代表者名 代表取締役社長 宮 崎 宗 市
(コード番号 8904 東証第一部・名証第一部)
問合せ先 総務部長兼経営企画室長 宇津 和記
(TEL. 052 - 859 - 0034)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 17 年 12 月 5 日(月)開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 10,000株 |
| (2) 発行 価 額 | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 17 年 12 月 13 日(火)から平成 17 年 12 月 16 日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格決定日」という)に決定する。 |
| (3) 発行価額中資本に組入れない額 | 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (4) 募 集 方 法 | 一般募集とし、三菱UFJ証券株式会社、東海東京証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、イー・トレード証券株式会社及び丸八証券株式会社(以下「引受人」と総称する)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 平成 17 年 12 月 19 日(月)から平成 17 年 12 月 21 日(水)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 12 月 14 日(水)から平成 17 年 12 月 16 日(金)までとなる。 |
| (7) 払 込 期 日 | 平成 17 年 12 月 21 日(水)から平成 17 年 12 月 27 日(火)までの間のいずれかの日。すなわち上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 17 年 12 月 21 日(水)となる。

- (8) 配 当 起 算 日 平成 17 年 9 月 1 日(木)
- (9) 申 込 証 拠 金 1 株につき一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (10) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (11) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における発行価格(募集価格)、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記【ご参考】1. をご参照ください。)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 1,500株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、前記 1(2)に記載の発行価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 三菱UFJ証券株式会社 1,500株
- (3) 売 出 価 格 未定(平成 17 年 12 月 13 日(火)から平成 17 年 12 月 16 日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱UFJ証券株式会社が当社株主から 1,500 株を上限として借入れる当社普通株式を売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行(後記【ご参考】1. をご参照ください。)

- (1) 発 行 新 株 式 数 普通株式 1,500株
- (2) 発 行 価 額 未定(平成 17 年 12 月 13 日(火)から平成 17 年 12 月 16 日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、一般募集における発行価額と同一とする。)
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 三菱UFJ証券株式会社 1,500株
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成 18 年 1 月 13 日(金)から平成 18 年 1 月 20 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日(30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日)とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 18 年 1 月 16 日(月)から平成 18 年 1 月 23 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の申込期間(申込期日)の翌営業日とする。
- (7) 配 当 起 算 日 平成 17 年 9 月 1 日(木)
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJ証券株式会社が当社株主から 1,500 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,500 株を上限としており、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

これに関連して、三菱UFJ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 17 年 12 月 5 日(月)開催の取締役会において、三菱UFJ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 1,500 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という)を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日(30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の翌営業日を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当増資の払込期日の3営業日前までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という)を行う場合があります。三菱UFJ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	104,872 株 (平成 17 年 12 月 5 日現在)
公募増資による増加株式数	10,000 株
公募増資後の発行済株式総数	114,872 株
第三者割当増資による増加株式数	1,500 株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	116,372 株 (注)

(注)前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し、三菱UFJ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額 1,763,000,000 円と第三者割当増資による手取概算額上限 263,650,000 円を合わせた手取概算額上限 2,026,650,000 円は、全額を商品土地仕入資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達により、一層の業容拡大が見込まれます。また、自己資本の増強により、財務体質の強化が見込まれます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元及び経営基盤の強化と将来の事業拡大に備えた内部留保の充実を図ることを経営の重要課題と位置付けております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

株主の皆様には配当性向 20%以上維持を目標に業績と連動した利益還元を長期的に実施していくことを基本方針としております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るため、運転資金に充当し、更なる事業拡大に努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 15 年 8 月期	平成 16 年 8 月期	平成 17 年 8 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	100,065.38 円	43,973.39 円	12,667.63 円
1 株 当 たり 配 当 金 (内 1 株 当 たり 中 間 配 当 額)	21,000 円 (10,000 円)	12,500 円 (5,500 円)	4,500 円 (3,000 円)
実 績 配 当 性 向	21.0%	28.4%	23.7%
株 主 資 本 利 益 率	34.1%	22.8%	21.2%
株 主 資 本 配 当 率	6.1%	5.4%	4.5%

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値であります。
2. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は、年間配当金総額を期末株主資本で除した数値であります。
3. 平成 15 年 10 月 20 日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
4. 平成 16 年 10 月 20 日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
5. 平成 17 年 4 月 20 日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
6. 1株当たり当期純利益の算定にあたっては「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準第 2 号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. その他

(1) 販売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	発行株式数	発行価額
公募増資	平成16年2月6日	2,000株	471,225円
第三者割当増資	平成16年2月25日	300株	471,225円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年8月期	平成16年8月期	平成17年8月期	平成18年8月期
始 値	400,000円	355,000円	494,000円	186,000円
高 値	760,000円 □369,000円	1,080,000円 □495,000円	499,000円 □217,000円	219,000円
安 値	350,000円 □340,000円	350,000円 □460,000円	308,000円 □177,000円	184,000円
終 値	710,000円 □355,000円	927,000円 □493,000円	388,000円 □186,000円	207,000円
株価収益率	7.1倍	22.4倍	14.7倍	—

- (注) 1. □印は株式分割による権利落後の株価を示しております。
2. 平成18年8月期の株価については、平成17年12月2日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成15年8月期及び平成16年8月期については、株式分割を考慮して計算しております。
4. 平成15年10月20日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
5. 平成16年10月20日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
6. 平成17年4月20日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。